

政府の暫定規制値について、正しく教えてください！

福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質が人体にどのような影響を与えるのかについては、専門家によって見解が分かれるところですし、どのくらいの範囲にどの程度の影響を及ぼすのかについては、時間が経ってみないと誰にもわからないというのが実情です。

横浜市が1月から3月まで使用する教材のリーフレット【放射線等について学ぼう】の中に記載された『決められた量』という言葉は、政府の暫定規制値を意味するものだと思いますが、平成23年11月8日の衆議院予算委員会答弁において、枝野幸男経済産業大臣（元官房長官）が、「政府の暫定規制値は、1年間食べ続けた場合に健康に影響が出る可能性のある数値を基準に定めた基準である」と述べておりますので、政府の暫定規制値は、正しくは『食べてもいい量（基準）』ではなく『食べ続けてはいけない量（基準）』です。

枝野経済産業大臣が国会の委員会の席上で示した『暫定規制値の位置づけ』について、すべての子どもたちが正しく理解できるように、教育委員会より各学校に指導していただきたいと願いますし、各学校においては授業の中で先生たちから子どもたちへの的確な指導をお願いいたします。

安全な量ってあるの？



【陳情項目】

1. 横浜市の学校教材のリーフレットには、「放射性物質が決められた量より多く入ったりした水や食べ物をとらないように気をつける」という記述がありますが、被ばくに対する閾値（しきいち）は存在しないので、摂取しても安全だと「決められた量」は存在しません。授業の中で、被ばくに閾値がないことを説明しながら、リーフレットから「決められた量より」の8字を削除していただきたく陳情いたします。
2. 政府の暫定規制値があくまでも暫定（一時的なもの）であることや、4月から大幅に変更される予定の基準であることについても、3月までの授業の中で扱っていただきたいと考えます。
暫定規制値が緊急一時的な規制値であり、『安全であると保証された量ではないこと』について、子どもたちが正しく理解できるようにご指導いただけますよう陳情いたします。

署名者

氏名	住所	印

【署名の送り先】〒221-0851 横浜市神奈川区三ツ沢中町 32-40 「放射能から子どもを守る@横浜」 安部 美穂まで